第２　勧告

職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年大阪府条例第70号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

１　改定の内容

(1)　給料表

ア　職員の給与に関する条例に定める給料表

　　現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

イ　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

ウ　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

　　現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

(2)　期末・勤勉手当

ア　イ、ウ及びエ以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

イ　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

ウ　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

エ　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

(3)　初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を251,700円に引き上げること。

(4)　在宅勤務等手当の新設

ア　新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して１箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給すること。

イ　在宅勤務等手当の支給月額は、3,000円とすること。

ウ　在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

２　改定の実施時期

この改定は、令和５年４月１日から実施すること。ただし、(4)については令和６年４月１日から実施すること。